

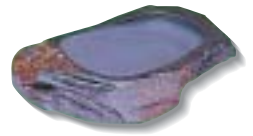


三原

みはら

2010

No.294

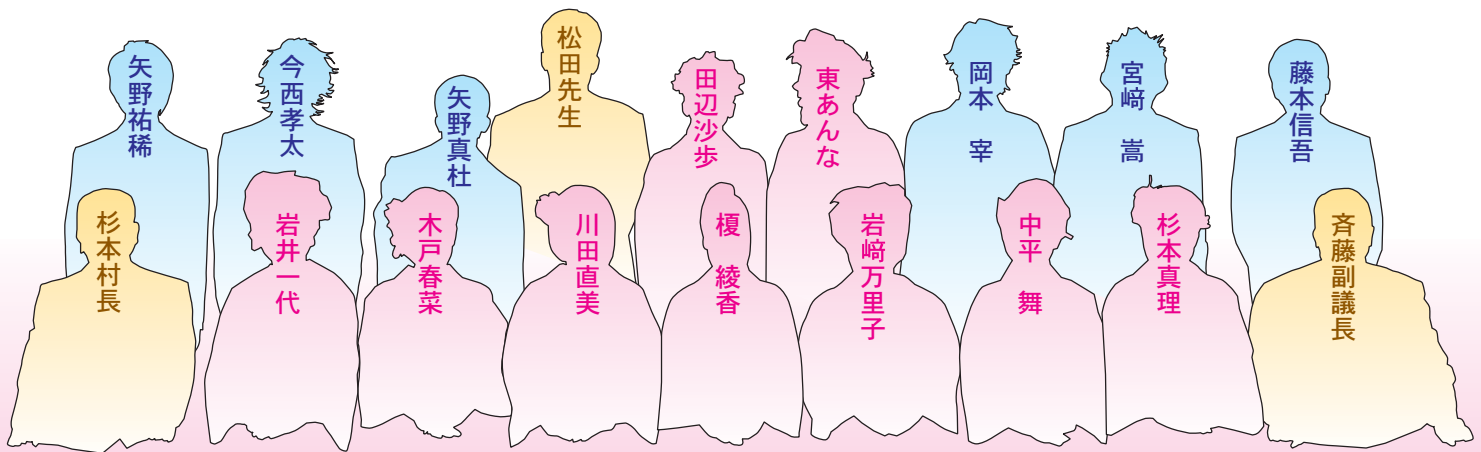


土佐硯の里

MIHARA



平成22年 三原村成人式 1月2日



村民のうごき (平成21年12月31日現在)

世帯数	797戸	男	861人
総人口	1,802人	女	941人

ご挨拶

三原村長 杉本 嘉宏

村民のみなさま、新年明けまして おめでとうございます。

年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。さて、三原村は、みなさまご承知のように多くの自治体同様、少子高齢化、地場産業の不振など、さまざまな課題をかかえております。

なかんずく、一番の課題は、これからの村を支えることもたちの減少であります。これを解決するには、やはり、若者から高齢者までの雇用の場を創出する事が、肝要であります。これによって、定住人口の増加を図ると共に、新たな三原の魅力にひかれた、Uターン・Iターン・Jターンの方々にも協力していただき、将来を見据えた、希望の持てる施策により、存在感のある村へと繁栄させていきたいと考えます。具体的には、ユズの生産規模拡大、露地野菜の面積の拡大を図ってまいります。それに加えて、現在検討中ではありますが、将来にわたる安定した農業経営を進めてまいります。それは、伊藤園のお茶でございます。

これにより雇用の創出を図ってまいりたいと考えます。

林業振興としては、間伐材、製材の残材、竹、トマトの残さなどを資源として有効利用し、新産業の創出につなげる「バイオマスタウン構想」を策定し、事業化してまいります。

村民のみなさまのご支援、ご理解をお願い申し上げますと共に、益々のご活躍、ご健勝、ご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

ご挨拶

三原村議会議長 川村 淳三

明けましておめでとうございます。

皆さまにはご家族お揃いで、新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

二〇一〇年の始めに臨み、村民の皆様にご挨拶申しあげます。昨年夏には戦後五十年以上続いた、自民党政治から民主党中心の政治と政権交代が行われ、国の状況が大きく変化しております。

本村におきましても、少子高齢化が進み厳しい財政状況の中で柚子、ブロッコリーの増産、作業道開設による森林整備事業が進められております。この地で暮らす住民が希望を持つて生活できるよう村議会と致しまして、議会の果たすべき役割と責任を自覚し、村民の皆様のご期待に沿うよう決意を新たに致しております。

議会ではこれまで以上に、皆様方の声を聞きながら、今後とも議会活動を広く知っていただき、開かれた議会運営に努めてまいります。皆さまのご健勝と御多幸をお祈り致しまして新年の挨拶といたします。

三原村長選挙

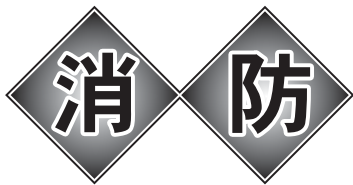
任期満了に伴う三原村長選挙は、12月20日に投票が行われ、その結果、杉本嘉宏氏が当選しました。

三原村長選挙開票結果

当 六二一票 杉本嘉宏
四七四票 沖 洋明
二八八票 久保知章

当日有権者数 一五三六人
投票総数 一三九九票
有効投票数 一三三三票
無効 一六票
投票率 九一・〇八%





消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子

* 大切な命を守るために！



◎ FAXでの緊急通報 聴覚障害者の方へ

幡多西部消防組合三原分署では、聴覚障害者の方が消防へ通報するときのために緊急FAX専用番号を設けています。

緊急FAX専用番号：0880-46-2131

ご注意	この番号は聴覚障害者の方のための緊急通報専用FAX番号です。健聴者の方のご使用はご遠慮ください。
緊急FAXのご利用方法	救急車が必要なときや火事を通報するときは、どのような様式でも結構です。上記の番号へFAX送信してください。通報を受けると消防から通報者へ、救急車や消防自動車が出動したことをFAXで返信します。通報は、どんな形で書かれてもかまいませんが、次の項目はもれなく記入したうえでFAXしてください。

- 火事か救急か
- FAX番号
- 救急車や消防自動車が出動する場所
- 救急の場合はケガ又は病気の状況
- 通報したあなたの名前
- 火事の場合は何が燃えているか？

◎ 消防出初式を実施しました。

平成22年1月10日(日)農業構造改善センターにおいて、消防出初式を実施しました。当日、三原村長による消防団員の観閲や表彰が実施されました。寒波が訪れ大変寒い中、参加した消防団員・婦人防火クラブ・消防職員一同が火災・災害の無い三原村を目指して新たな決意をしました。



◎ 住宅用火災警報器の設置について

火災を早期に発見するために住宅用火災警報器を早急に寝室や階段に設置し、警報器が鳴った時には早めに避難しましょう。



(新築住宅は、平成18年6月1日から、既存住宅は、平成23年5月31日までに設置が必要です)

■住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先
幡多西部消防組合三原分署 予防係
TEL 0880-46-2629

◎ 消防団長に 新谷和正 氏 任命
消防副団長に 大倉民雄 氏

平成21年4月1日より、消防団長に新谷和正氏、消防副団長に大倉民雄氏が任命されました。みなさんよろしくお願ひします。



新谷和正 団長



大倉民雄 副団長

火災 救急は 119 幡多西部消防組合三原分署 (TEL 46-2629)

議会だより

平成22年 1月 8日

発行:三原村議会 編集:議会広報委員会

12月定例会

- 村長行政報告 ①ページ
- 村政のここが聞きたい・一般質問 ①ページ
- 12月定例会議案審議 ①～④ページ



農地有効利用支援整備事業費が本村には予定通り9千1百46万5千円が交付決定されることとなった。事業を実施することで耕作放棄地の解消及び農業公社が進めているゆずの振興整備を推進して行く。森林組合については、合併協議を進めて来たが負債を抱えての合併は出来ないとの意見が強く中断している。組合から要望書は提出されているが、公的資金で支援出来る状況に至っていない。

村長行政報告

一般質問

横本行雄



後期高齢者医療保険制度について75歳以上のお年寄りを勝手に後期高齢者として区別し、年金から保険料を取り上げ、払わせ、払えない人からは保険証を取り上げることが決まっております、それは生活破壊そのものであり、直ちに廃止すべきではないか。

答弁 村長

後期高齢者医療制度については、多々問題点もあり、私としても議員指摘に対し、何ら異議をはさむものではありません。

この制度は、問題点も多く、今後研究しながら、機会があれば廃止するべく発言してま

います。

質問

全国学力テスト実施が本当に意味があるのか、村内の学校の中で出来る問題ではないのか。

答弁 教育長

確かに、学校内でも分析できませんが、個人の成績だけではなく、教師の指導方法等も考え合わせて、三原でも全国平均を取りながら、三原の学力向上のために実施する。

議案審議

質議 増井三郎

三原村の存在価値を示す為担当者が積極的に参画し主体性をもって取り組むべきだ。

答弁 今西総務課長

3つの柱のなかでそれぞれの担当課が参画し取り組む。

質議

滞在型観光に民間活力の活用ができるか。

答弁 村長
これは、行政的組織であり、広域観光組織での民活とはちがう。

質議 田村清廣

四万十市、宿毛市と三原村が結ぶ協定だが大月町、清水市、黒潮町との連携はどうなるのか。

答弁 今西総務課長

他の市町も中心市の四万十市、宿毛市と同じ内容で同時に協定を結ぶことになるので連携できる。

それぞれの市町村で事業申請し交付金事業対象となる。

質議 沢良木浩伸

事業の内容は、ほとんどが幡多広域事務組合で取り組んでいるが、その事業が交付金対象となるのか。

答弁 今西総務課長

幡多広域で取り組んでいる分も協定により特別交付金、国庫補助金の優先的な対象となる。

質議 横本行雄

公共交通の村の負担金が増えるのか。

答弁 今西総務課長

くろしお鉄道は国費で、村の負担もある。

宿毛フェリーの負担金は村単だが、協定結ぶ事で上限1,000万円まで国庫算入

ができ、財源メリットがでてくる。

全会一致 可決

平成20年度三原村一般会計歳入歳出決算の認定

質議 武内茂充

主要事業の説明書の中に公有林作業道、ユズ振興の説明が無いがなぜか。

答弁 沖本産業建設課長

重要だが説明不足、来年度から資料にいれる。

質議 田村清廣

未納金のうち約70万円が不能欠損処分されている、今後の善後策と対応策を聞く。

答弁 今西総務課長

債権管理機構に委託した分のうち、5年を超えた分は請けてもらえず欠損とした分も含む。今後は時効中断や管理機構と

村の職員が同行して回収に努める。

多額の基金を特定の金融機関に預金しているが、金融機関破綻のペイオフ対策は。

答弁 野町会計管理者

J Aを指定金融機関として多く預金しているが今年度、

公的審査会で安全性の指導受け、5行から見積りを取り、金利、預入期間等を検討中。

質議 武山泰記

村税未納につき、徴収努力をしているか。年に何回行なっているか。

答弁 今西総務課長

未納通知はしている。回数記録はない。

質議 横本行雄

住宅、簡水の使用料の滞納はどうしているか。

答弁 沖本産業建設課長

督促し、来庁してもらい、分割払相談等行なっている。

質議

土地開発公社の貸付金の返済方法は。

答弁 野町会計管理者

住宅団地の売れた分はその都度返済。

質議 沢良木浩伸

20年度一般会計は公債費比率13.4%とあるが高知新聞22.5%と公表された。その違いは何か。

答弁 今西総務課長

新聞は連結決算の結果だと思っ。

3年間平均の実質公債費比率は22.5%。単年度一般会計の公債費比率は21年度は18.7%の予定

質議 田村清廣

総括として平成20年度28億円使って5,500万円残ったが十分な住民福祉、所得向上に貢献できたと考えるか。

答弁 村長

事業執行率は十分で、インフラ整備、災害復旧工事、農業公社等安定しており、やるべきはやっている。

質議 沖 六海

決算とは予算に基づき執行するもの、議決していない村道亀の川線を執行しており、

違法である。執行権をどう考えるか。

答弁 村長

この件は監査請求で指摘を受け事後処理をして承認された。

答弁 平石代表監査

無制限な執行はすべきでない。十分な説明が必要だった。

質議

事後処理はベナルティーであり失われた公金は戻すべきだ。

答弁 村長

解釈の違いだ。道路全体の予算は認められていた。

討論

反対 沖 六海

説明と執行が違つ、認めていない予算執行で違法であり、認められない。

賛成 沢良木浩伸

賛成多数 認定
平成20年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

全会一致 認定

③ 議会だより

平成20年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定

万円
全会一致可決

職員に周知徹底の期間も必要です。また条例改正もある。年が明けてからを考えている。

平成20年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
全会一致 認定

切るということだが景観が良くなるのか。
答弁 沖本産業建設課長
道から景観がきれいに見える状況にしたいということで竜馬関連事業の県費の支出を受けたいと思う。

質議 横本行雄
未収金の2万9,000円の回収見込みはあるか。

週「40時間」を「38時間45分」に改める。一日「8時間」を「7時間45分」に改める。

質疑 増井三郎
住民サービスの取り組みについて問う。

平成20年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
全会一致 認定

質疑 武内茂充
企画費の講師謝金50万円は高額であると思うが何回行なうのか。
答弁 今西総務課長
地域の活性化に伴う先道事例という事で1回の講演会を予定している。

答弁 岩井住民課長
過年度分もあり、今年の決算で一部不能欠損としたい。

質疑 武山泰記
出勤時間退庁時間は変わるのか。

答弁 今西総務課長
行政サービスの維持の部分については、当然公務員としての義務であるのでこれからも取り組んで行く。

平成20年度三原村土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
全会一致 認定

質疑 武内茂充
企画費の講師謝金50万円は高額であると思うが何回行なうのか。
答弁 今西総務課長
地域の活性化に伴う先道事例という事で1回の講演会を予定している。

平成20年度三原村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
全会一致 認定

答弁 今西総務課長
終業時間15分の短縮を考えている。

三原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する。
当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、7、3パーセントに改める。

平成20年度三原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
全会一致 認定

質疑 横本行雄
新型インフルエンザの予防接種はこれだけで予算が足りるか。
答弁 岩井住民課長
全ての非課税世帯に係る者、それから生活保護世帯に属する者を無料化全面免除した金額。結局5百5人に対し2回受けて310万6,000円になる。非課税世帯以外は実費の支払いになる。

三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する。

質疑 田村清廣
休憩時間10時・3時はどうされているのか。

三原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する。
当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、7、3パーセントに改める。

平成20年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
全会一致 認定

質疑 横本行雄
新型インフルエンザの予防接種はこれだけで予算が足りるか。
答弁 岩井住民課長
全ての非課税世帯に係る者、それから生活保護世帯に属する者を無料化全面免除した金額。結局5百5人に対し2回受けて310万6,000円になる。非課税世帯以外は実費の支払いになる。

21年12月期末手当を特別職と議員は1.75カ月から1.65カ月に減額する。一般職員は1.6カ月から1.5カ月に減額する。一般職員の勤勉手当は0.725カ月に減額する。22年6月の期末手当を特別職と職員は1.6カ月から1.45カ月に減額する。一般職員は1.45カ月から1.25カ月に減額する。

質疑
交付の日はいつを想定しておるのか。

質疑 横本行雄
延滞金について問う

平成21年度三原村一般会計歳入歳出補正予算
既決額から444万4,000円を減額し、23億8,318万5,000円とする。

質疑 武内茂充
観光費の100万円は芳井のキャンプ場の前の道の木を

21年12月期末手当を特別職と議員は1.75カ月から1.65カ月に減額する。一般職員は1.6カ月から1.5カ月に減額する。一般職員の勤勉手当は0.725カ月に減額する。22年6月の期末手当を特別職と職員は1.6カ月から1.45カ月に減額する。一般職員は1.45カ月から1.25カ月に減額する。

質疑
交付の日はいつを想定しておるのか。

質疑 横本行雄
延滞金について問う

平成21年度三原村一般会計歳入歳出補正予算
既決額から444万4,000円を減額し、23億8,318万5,000円とする。

質疑 武内茂充
観光費の100万円は芳井のキャンプ場の前の道の木を

21年12月期末手当を特別職と議員は1.75カ月から1.65カ月に減額する。一般職員は1.6カ月から1.5カ月に減額する。一般職員の勤勉手当は0.725カ月に減額する。22年6月の期末手当を特別職と職員は1.6カ月から1.45カ月に減額する。一般職員は1.45カ月から1.25カ月に減額する。

質疑
交付の日はいつを想定しておるのか。

質疑 横本行雄
延滞金について問う

平成21年度三原村一般会計歳入歳出補正予算
既決額から444万4,000円を減額し、23億8,318万5,000円とする。

質疑 武内茂充
観光費の100万円は芳井のキャンプ場の前の道の木を

21年12月期末手当を特別職と議員は1.75カ月から1.65カ月に減額する。一般職員は1.6カ月から1.5カ月に減額する。一般職員の勤勉手当は0.725カ月に減額する。22年6月の期末手当を特別職と職員は1.6カ月から1.45カ月に減額する。一般職員は1.45カ月から1.25カ月に減額する。

質疑
交付の日はいつを想定しておるのか。

質疑 横本行雄
延滞金について問う

平成21年度三原村一般会計歳入歳出補正予算
既決額から444万4,000円を減額し、23億8,318万5,000円とする。

質疑 武内茂充
観光費の100万円は芳井のキャンプ場の前の道の木を

21年12月期末手当を特別職と議員は1.75カ月から1.65カ月に減額する。一般職員は1.6カ月から1.5カ月に減額する。一般職員の勤勉手当は0.725カ月に減額する。22年6月の期末手当を特別職と職員は1.6カ月から1.45カ月に減額する。一般職員は1.45カ月から1.25カ月に減額する。

質疑
交付の日はいつを想定しておるのか。

質疑 横本行雄
延滞金について問う

平成21年度三原村一般会計歳入歳出補正予算
既決額から444万4,000円を減額し、23億8,318万5,000円とする。

質疑 武内茂充
観光費の100万円は芳井のキャンプ場の前の道の木を

質疑 横本行雄

重度心身医療費助成150万円はこれで足りるか。

答弁 岩井住民課長

昨年度実績は463万円。150万円の不足を見込み補正をお願いするもの。

質疑 田村清廣

防災情報通信設備整備事業1,300万円で国費が900万円ということだが工事の具体的な内容を聞く。

答弁 今西総務課長

これは現存の防災無線ではなく、国が進めている事業で大地震や有事の際、人工衛星を経由して緊急情報を瞬時に伝えるシステムで若干単価が上がり一部一般財源が必要になったもの。

質疑 田村清廣

共聴の支援事業補助金561万円は下切、上長谷、成山地区に助成することだが、少し高額すぎないか。共聴に入っていない住民にはどのような支援を考えているのか。

答弁 今西総務課長

3地区をデジタル化に改修するもので、金額的には、この整備の必要部品は国一律の基準に基づいた見積りということなのでこの額を計上した。又、共聴以外では国の方針がわからないので注目をしている。

質疑 田村清廣

福祉空間整備事業の工事費に村の持ち出しが要るのか。又、器具備品の1,100万円は介護福祉を目的とした備品以外の物にも可能か。

答弁 岩井住民課長

委託費の入札残を工事費へ少し足して計上した。当初から1億5,200万円の補助金の内示があり計上したが、この時も一般財源は出ている。地域介護には、そこで食事等も作ってサロン事業も行なうので、それに伴う物品は購入可能である。

質疑 武山泰記

農業振興費工事請負費については3月中の工期ということだが稲作の準備にまにあうか。

答弁 沖本産業建設課長

その事が心配で繰越しの要

望はしているが原則は駄目だということなので、交付決定があり次第入札にける準備はしている。

全会一致可決

平成21年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算

既決額に18万7,000円を追加し、2億9,166万6,000円とする。

全会一致可決

平成21年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算

既決額から19万5,000円を減額し、5,716万6,000円とする。

全会一致可決

平成21年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算

既決額から2,650万2,000円を減額し、2億978万2,000円とする。

全会一致可決

国定資産評価審査会委員の選任につき同意を求める

三原村宮ノ川 岩崎寛之
全会一致 同意

総務委員会の決審報告

三原村福祉医療費の助成に
関する条例の一部を改正

医療費を保育園児から中学校卒業までを無料にすること

沖 六海総務常任委員長の報告

本件は9月定例会で総務委員会に付託された。以後3回委員会を開催し審議を行った。子育て支援をする事は良いことであるという意見もあつたが、国が月額1人につき2万6,000円の子供手当を支給するようになり、その財源確保で色々な方法が報道されている。特に財政力の弱い本村には、住民負担が増えるなど悪影響が及ぶのではないかと懸念もあり条例改正は認める事が出来ない事に決した。予算については削減する。

質疑 沢良木浩伸

国は社会が子育てをするといっている。三原村は税金も安い、子育てもしやすいという特色のある村作りが出来る

と思う。老人の方々には保健医療とが頑張っているが、最近特に子供が少なくなつており子供は財産だと言うことで重要視していると思うがどうか。

答弁 沖 六海委員長

子育て支援は重要だということ。全委員の意見も同一であつた。ただ財源が国の状況が非常に不透明であつて、自治体の一部負担も分からない。

委員会としては村の色々な状況を勘案し、全体の中の予算措置をしなくてはいけない。これは村単事業だから言われる趣旨は理解出来るが今の状況下では見合す必要がある。

質疑 田村清廣

この予算はどのような方法で削減するのか。

答弁 沖 六海委員長

総務課長とも協議した上で次の議会で削減する事になった。原案賛成少数否決



平成20年度決算をお知らせします



平成20年度会計別決算のまとめ

(単位：円、%)

区 分	収入 済 額		歳 出 決 算 額		21年度への 繰越事業費 繰越財源	実質収支額	左のうち 基金に 繰入れる額	21年度へ 繰越して使用 できる額
	金 額	収入率 %	金 額	執行率 %				
一 般 会 計	2,037,298,098	92.7	1,962,339,205	89.3	19,041,000	55,917,893	29,000,000	26,917,893
特 別 会 計	国民健康保険	285,756,400	94.4	285,225,209	94.2		531,191	531,191
	診 療 所	42,459,510	94.1	42,459,510	94.1		0	0
	簡 易 水 道	172,070,421	92.4	173,373,080	93.1	656,000	△1,958,659	△1,958,659
	老 人 保 健	32,029,870	93.2	29,744,762	86.6		2,285,108	2,285,108
	農業集落排水	55,194,702	96.0	55,348,199	96.3		△153,497	△153,497
	土 地 取 得	73,000	100.0	73,000	100.0		0	0
	介 護 保 険	222,988,010	97.8	217,518,013	95.4		5,469,997	5,469,997
	後期高齢者医療	23,517,248	95.0	23,517,248	95.0		0	0
合 計	2,871,387,259	98.9	2,789,598,226	90.7	19,697,000	62,092,033	29,000,000	33,092,033

平成20年度 普通会計の予算を次のように使いました。

(単位：千円)

性 質 別	主 な 事 業 等	支出額	特 定 財 源			一般財源等 交付税、村税等
			国・県補助金	地方債	その他	
人 件 費	議員報酬手当・村長等特別職・一般職給料など	336,354	7,230		7,322	321,802
物 件 費	臨時職員賃金・電気料・水道料・燃料費・消耗品費・ 旅費・介護予防・各支援事業・代替バス委託料等	148,482	5,403		14,988	128,091
扶 助 費	重度心身障害児者医療費・児童手当・乳幼児医療費	35,152	21,659			13,493
補 助 費 等	消防組合負担金・衛生処理組合負担金・西部環境 施設組合負担金・各種団体に対する補助金	169,089	3,734		590	164,765
普通建設事業	道路改良事業・農道舗装・がけくずれ住家防災対策	514,935	23,956	161,700	10,414	318,865
災 害 復 旧 費		97,001	75,106	7,600		14,295
公 債 費	借金の返済額	371,977			6,250	365,727
積 立 金	村おこし基金・減債基金・財政調整基金・農業振興基金等からの利子	5,212			5,212	
投資・出資・貸付金	高知県農業信用基金出資金	370				370
繰り出し金	他会計への補填等	277,425	15,071		143	262,211
そ の 他	建物および道路等維持補修費	6,415			147	6,268
合 計		1,962,412	152,159	169,300	45,066	1,595,887

国の指定統計により分析しておりますので、決算書とは合致しません、ご理解ください。

村には土地や建物の他に次のような種類の財産があります。

I、基 金

(単位：千円)

財 政 調 整 基 金		定 額 運 用 基 金	
普通会計	449,638	土地開発基金	34,910
国保特別会計	139,783	希望者に貸付るもの	
診療所特別会計	75,346	奨学資金貸与基金等	39,204
介護保険特別会計	15,841	基金の利子で運用するもの	
減債基金	252,764	農産物価格安定基金	8,833
特定の目的の為の基金			
むらおこし基金等	426,072	合 計	1,442,391

II、有価証券・出資金等（出資証券・証書等で管理しています）

土佐くろしお鉄道株券、幡多ふるさと広域市町村圏基金出資金・農業公社出損金など 149,551千円

村には借金もこれだけあります(村債)

会 計 区 分	金 額	村民一人当たり(1812人)	一世帯当たり(793世帯)
普通会計	2,673,262 ^{千円}		
簡易水道特別会計	595,605		
農業集落排水特別会計	355,753		
診療所 特別会計	1,816		
合 計	3,626,436	2,001,344	4,573,059

平成20年度の借金返済額は371,977千円で一人当たり205千円でした。

こんなにたくさん未収金(滞納)もあります。

平成20年度 収入未済額の一覧表 (繰越事業と国庫補助等の精算交付に伴うものを除きます)

単位：円

項 目	今年新たに 増えた滞納額	19年度までの分 滞納となっている額	欠損処分額	滞 納 合 計	対前年度比較		
					19年度末	増減額	
村 税	個人村民税	1,341,037	5,214,655	107,058	6,448,634	6,210,224	238,410
	法人村民税	50,000	316,330		366,330	316,330	50,000
	固定資産税	1,727,100	6,364,434	537,200	7,554,334	8,446,683	△892,349
	軽自動車税	302,800	809,400	56,200	1,056,000	1,075,100	△19,100
	国保税(医療分)	1,422,700	3,528,392	322,900	4,628,192	6,290,443	△1,662,251
	(介護給付分)	255,837	336,525	30,843	561,519	592,635	△31,116
	(後期高齢者分)	811,851			811,851	0	811,851
(村 税 の 計)	5,911,325	16,569,736	1,054,201	21,426,860	22,931,415	△1,504,555	
負担金	学校給食費	0	486,815		486,815	559,447	△72,632
	保育料	362,000	656,650		1,018,650	748,798	269,852
使用料	住宅使用料	919,000	1,566,900		2,485,900	1,796,100	689,800
	合併浄化槽使用料	0	0		0	0	0
分担金	急傾斜地崩壊対策事業	0	0		0	0	0
雑収入	日本スポーツセンター給付金	15,464	0		15,464	0	15,464
診療所	外来一部負担金	0	29,277		29,277	29,277	0
簡 水	水道使用料	590,548	1,368,111		1,958,659	1,674,521	284,138
老 健							
農 集	集落排水処理施設使用	75,593	77,904		153,497	95,508	57,989
介 護	保険料	397,600	473,700	218,400	652,900	490,200	162,700
	督促手数料	5,000	6,000	2,400	8,600	6,300	2,300

平成20年度におこなった事業の主なものは

項 目	事 業 内 容
少子化対策	子育て支援 子宝助成金:対象児童8人 受給者8人 960千円 ゆりかご祝い金:3万円(本年度対象者なし)・子宝助成金:3子以上で3歳~就学前一人月1万円の支給により人口増に寄与させる。人口増加対策は支給要件(滞納なし世帯)により、村税等の滞納抑止、遅延防止に繋がっている
委託事業	社会福祉協議会補助事業 ・ 介護保険事業 社会福祉協議会補助金 10476千円 訪問介護 保健給付費 12662千円 利用者 数13人 延利用者数 151人 通所介護 保健給付費 4651千円 利用者数 8人 延利用者数 93人
	・ 介護予防事業 訪問介護 保健給付費 1053千円 利用者数 5人 延利用者数 58人 通所介護 保健給付費 2173千円 利用者数 7人 延利用者数 89人
	・単独事業 単独事業でのデイサービスの開設日は年間 99日 425千円、利用者 16人 延利用者数565人
	・地域支援事業 (介護委託事業) 地域の集い事業 10箇所 利用者延人数 824人
	社会福祉 小規模作業所開設支援 1 事業所 616千円
医療費助成	重度心身障害児・者医療費助成 2110千円 高齢障害医療助成 1802千円 乳幼児医療助成 63件 3830千円(県補助額 1325千円 村助成額 2505千円) 腎機能障害者通院費助成(3名) 180千円 福祉タクシー(5名延91回) 48千円
老人福祉	老人年金(80歳以上) 2600千円 260人(対前年17人増)
障害者自立支援	厚生医療 543千円、自立支援給付費 13893千円、地域生活支援 620千円
母子福祉	一人親家庭医療費助成 341千円
児童福祉	保育所運営費 41055千円(保護者負担額 7684千円 村負担額 33371千円)入所児童数延 481人 児童手当支給額 9280千円(うち国庫補助金 6602千円 村負担額 2678千円)対象児童延 1339人
人権対策	福祉センター運営事業 福祉センター運営費 10859千円 人権教育啓発委託事業 人権講演会、じんげんの花運動 487千円
交通対策	代替バス運行事業 代替・スクールバス運行事業費 10799千円 運行収入 1079千円 年間利用者数 1445人
保健衛生	・検診事業 健康増進事業 特定健診:対象者505人 受診者 109人 受診率 21.6% がん検診:受診者 延 1078人 肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん 保健活動 訪問 177件 健康相談 349件
	・予防接種 予防接種費 2405千円 541件 飼い犬登録 145頭 (注射済118頭)

環境衛生清掃	・ごみ収集委託	ごみ収集委託 2988千円 ごみ袋販売手数料 1540千円	
	・ごみし尿処理委託	幡西衛生処理組合負担額 13562千円(年間処理量 1061.4KL 対前年1.1%増)、西部環境施設組合負担額 28740千円(搬入量469.6t 対前年0.9%減)可燃ごみ435t(対前年0.94%減) リサイクル処理 34t(対前年 0.9%減)	
後期高齢者医療	医療給付	被保険者数:443人 後期高齢者広域連合保険料負担金 8973千円 保健基盤安定繰入 9750千円 後期高齢者広域連合医療費負担金 22160千円 一般会計事務費 4787千円 後期高齢者広域連合共通経費負担 1287千円	
		被保険者数 686人(382世帯) 保険給付費 171875千円(対前年3.6%増) 老人保健拠出金 10799千円(78.7%減)介護給付費 14050千円(6.0%増) 後期高齢者支援金 28375千円 前期高齢者納付金 34千円 赤字補填の基金繰入額 8600千円	
国民健康保険	保険給付	被保険者数 686人(382世帯) 保険給付費 171875千円(対前年3.6%増) 老人保健拠出金 10799千円(78.7%減)介護給付費 14050千円(6.0%増) 後期高齢者支援金 28375千円 前期高齢者納付金 34千円 赤字補填の基金繰入額 8600千円	
診療所	三原診療所運営	運営費 42460千円(8.0%増) 診療収入 35312千円(20.3%増) 赤字補填の基金繰入額 6311千円	
介護保険	介護事業	居室サービス費:利用者820人 32527千円(22.2%減)・施設サービス費:利用者427人 110138千円(12.3%減)・介護予防サービス費:利用者 373人 6807千円(8.9%減) 介護保険 認定者 109人 支援 36人 要介護73人 介護予防 支援者分:介護予防事業・包括支援任意事業等 3481千円(国県補助 1605千円)	
		中山間地域等直接支払交付金事業 耕作放棄地発生防止多面的機能増進活動等の農地管理活動に対して認定集落成山に 交付 256千円	
農業振興	高知県米需給調整総合対策	対象農業者団体に161千円	
	農地・水・環境保全向上 対策事業	村内11集落の農地保全組織に対し、共同保全活動費 交付 10392千円(補助額国1/2、 県1/4、村1/4)	
	農業委員会	農用地利用関係に関する調査等 8630千円、農業委員会12回 審議件数 134件、農地パトロール2回	
	担い手育成・確保総合 支援	耕作放棄地防止・担い手への農地利用集積。農家意向調査 対象者:841人 521千円 (全額国費)、農作物現況マップ作成	
	新規就農研修支援	村内への就農促進と村農業維持発展のため新規就農希望の研修生受入。研修生1人 1100千円(県補助1/2)	
	ユズ生産推進事業補助	ユズ生産の定着産地化を図り基盤を確立、31戸790千円 新規作付1228本(9戸)延作付面積10ha	
林業振興	産業振興・観光	三原村どぶろく農林文化祭補助 1000千円(実行委員会)	
	緊急間伐総合支援事業	村内村有林 0.27Ha間伐(県補助)	
	森林整備地域活動支援	森林施業計画の認定を受け協定を締結した 153.8Haに高知県森林整備公社が おこなう管理歩道修理・草刈等 1200m	
	流域育成林整備事業	村有林整備16304千円(県補助 5057千円) 下切8.2Ha(下刈) 三原村森林組合に委託、 狼内3.4Ha(間伐) 三原村森林組合に委託。作業道開設 上長谷・狼内は村直営実施 延 4013.1m	
	シカ個体数調査	シカ生息数減のため狩猟期間のシカ捕獲に対し報奨金 計53頭 373千円(全額県補助)	
土木建設	鳥獣被害緊急対策事業	鳥獣被害防止・猪、鹿 計54頭(対前年22.7%増) 報償費 324千円(県補助あり) (繰越明許事業) 亀ノ川下切線 264m 163400千円(国補助 78432千円)、 亀ノ川下切線496m、旧宮ノ川線48m、皆尾線1500m、広野東ノ谷線38.7m、キワダ線58.1m、 亀ノ川線444m、等 264856千円 国補助 185778千円	
	地方道路整備臨時 交付金事業	がけくずれ住家防災対策事業 3件 24159千円 国補助 12079千円	
	防災対策	簡易水道再編推進 災害復旧事業	
	簡易水道再編推進	配水管敷設 907m 12099千円 国補助 3956千円	
人権対策	人権教育啓発事業	(明許繰越) 公共土木災害復旧事業(河川・道路) 15件 96763千円 国補助 75106千円	
		新任教師に対する指導(フィールドワーク) 人権教育推進講座 (3回) ふれあいカラオケの集い 村内事業所人権学習会1回、団体育成学習1回、啓発映画上映。	
教 育	団体補助	三原村人権教育研究協議会に事業費補助 三原村青年団(会員30名)に事業費補助 三原村小中学校PTA連合会に事業費補助 連合婦人会に事業費補助	
		青少年学習支援等	放課後こども教室:小学生対象 5~3月実施 延21回 延241人 和楽器体験学習:中学生対象1回 クローバー解放子ども会事業(4~3月)福祉センター他 家庭教育講座 2回 スポーツ大会:村内大会開催及び郡県大会参加(スカッシュバレー・グランドゴルフ)
		学校給食	給食年間実施回数 195回 運営費:19176千円(村費 12466 千円、保護者負担 6710千円) 給食費1ヶ月 小学校4000円、中学校4300円を保護者から徴収
		不登校対策推進事業	対象児童生徒の支援、918千円
	公民館教室	11教室開講・教室生延83人 実施回数176回 利用者延 1012人、運営費 2340千円 ピアノ教室 118回	

《村県民税・国保税》 平成22年度 申告・納税相談のお知らせ

本年も税務係による申告・納税相談を実施します。

下記の日程で都合が悪い方は、3月15日までに役場で申告していただきますようお願いいたします。

●申告の対象者

平成22年1月1日現在三原村に居住する方。

ただし、生活保護世帯の方と税務署へ確定申告をされる方を除きます。

●申告の対象となる期間

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの1年間。

●申告に持参していただくもの

1. 印鑑

2. 所得を計算できる資料

(1) 勤務先、事業所の発行した賃金、給料支払額報告書。

(2) 農業・営業・その他の事業は、売上、支払、必要経費の計算できる資料・領収関係帳簿等。

(3) 農機具等を購入した場合は、機種・年式等が確認できるもの。

3. 所得控除の明細

(1) 生命保険料(領収、証明書が必要)

(2) 旧長期・地震保険料(領収、証明書が必要)

(3) 医療費控除(本人及び扶養者の領収書)

(※「医療費のお知らせ」は領収書とはみなされません。)

◎ 同時に、産業建設課及び地域水田協議会(JA)が同行し、水田等の状況について

聞き取りをさせていただきますので、ご協力をお願いします。

平成22年

日 程 表 (例年と変更していますのでご注意ください)

受付場所:各部落集会所及び公会堂

地 区	月日(曜日)	受 付 時 間	備 考
下 切	2/22(月)	午 前 9:00~11:30	
亀ノ川	2/22(月)	午 後 1:30~4:00	
広 野	2/23(火)	午 前 9:00~11:30	
芳 井	2/23(火)	午 後 1:30~4:00	
柚ノ木	2/25(木)	一 日 9:00~3:00	
宮ノ川	2/26(金)	一 日 9:00~3:00	
来栖野	3/1(月)	午 前 9:00~11:30	
皆 尾	3/1(月)	午 後 1:30~4:00	
下長谷	3/2(火)	午 前 9:00~11:30	今年度は午前中のみとさせていただきます
上下長谷	3/2(火)	午 後 1:30~4:00	
上長谷	3/4(木)	一 日 9:00~3:00	今年度は午前・午後とさせていただきます
成 山	3/5(金)	午 前 9:00~11:30	今年度は午前中とさせていただきます
狼 内	3/5(金)	午 後 1:30~4:00	今年度は午後とさせていただきます

国民健康保険税 8期分
(普通徴収分)

納期限 3月 1日

固定資産税 4期分

納期限 3月31日

よろしく申し上げます。

確定申告のご案内

所得税の確定申告と納税は、3月15日(月)まで

- 税務署での申告相談及び確定申告書の受付が始まります。
 - ・平成21年分所得税確定申告の税務署における申告相談及び確定申告書の受付は、平成22年2月16日(火)から平成22年3月15日(月)までです。
 - 確定申告書は、郵送等又は税務署の時間外収受箱に投かんすることにより提出することができます。
- 消費税及び地方消費税の確定申告(個人事業者)は、正しくお早めに個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は、3月31日(水)までとなっています。期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がありますので、お早めに申告と納税を済ませてください。

(消費税の確定申告をしなければならない人)

- 平成19年中の課税売上高が1千万円を超える人
- 平成19年中の課税売上高が1千万円以下の人で、平成20年12月31日(水)までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している人
- ※ 平成19年分の課税売上高が1千万円を超える方は、平成21年中に課税売上や課税仕入がある場合、当該課税売上高が1千万円以下であっても消費税及び地方消費税の確定申告が必要になります。

譲渡所得関係

- 株式等卖了ときは？
株式をお売りになった方は、申告が必要です。ただし、証券会社を通じて、特定口座における源泉徴収を選択した場合には、申告を不要とすることができます。
また、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受けるためには、「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」を添付した確定申告書の提出が必要です。
なお、所得税の申告と納税は、3月15日(月)までです。

贈与税関係

- 贈与税の申告と納税をお忘れなく
平成21年1月1日から平成21年12月31日の1年間に、個人からもらった財産の価額が110万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要となります。
平成21年分の贈与税の申告と納税は、3月15日(月)までです。
なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合や住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。
また、各種の特例の内容や申告書と併せて提出する必要がある書類などについて解説した「贈与税の申告のしかた」及び贈与を受けられた土地、建物等についての評価額を計算するために必要な「路線価図及び評価倍率表」については、国税庁ホームページにおいて閲覧や出力ができます。
詳しくは、国税庁ホームページに掲載されているパンフレットをご覧ください。
- 平成21年分の贈与税の申告の窓口での相談は、平成22年2月1日(月)から平成22年3月15日(月)までです。

e-Taxを利用して早期還付を！

- e-Taxを利用して提出された所得税、個人事業者の消費税(地方消費税を含む。)の還付申告書は、早期処理しています(3週間程度に短縮)。
なお、入力もれなどがあると、還付処理に日数がかかる場合がありますのでご注意ください。

相 談 窓 口

○ タックスアンサー(よくある税の質問)

タックスアンサーは税に関するインターネット上の相談室です。
よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。
また、キーワードによる検索もできます。

【タックスアンサーのご利用】

国税庁ホームページまたは、下記のアドレスからご利用ください。

◇パソコンから <http://www.nta.go.jp/taxanswer>

◇携帯電話から <http://www.nta.go.jp/taxanswer/phone>

○ 中村税務署 所在地 四万十市中村新町4-4 TEL 0880-35-2135

(電話による一般的なご相談は、電話相談センターで承ります。)

税務署には、次のコーナーを設置しています。

利用できる時間は、午前9時～午後5時の間です。

・申告書作成コーナー

確定申告書の作成・記載方法について分からないことがあれば、職員がアドバイスし、ご自身で申告書を作成していただきます。

・パソコンコーナー(所得税・個人事業者の消費税(地方消費税を含む)・贈与税)

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用できるパソコンを相談会場に設置しています。



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のご利用を

○ インターネットで申告書の作成ができます(サービス提供開始は1月初旬となっています。)

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、所得税、贈与税及び個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の申告書などを作成することができます。

作成した申告書はインターネットを利用して、直接電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷し、添付書類とともに申告書を税務署へ提出してください。

是非、チャレンジしてみませんか？

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

確定申告書等作成コーナーヘルプデスク 0570-039157
受付時間等 平日(月～金)の午前9時～午後5時(祝日等を除きます。)
(受付時間等は変更になる場合があります。)

インターネットで申告書用紙がダウンロードできます

○ 早い・簡単・便利 申告書はインターネットでダウンロード！

わざわざ税務署や市町村役場へ出向かなくても、国税庁ホームページから、確定申告書用紙や収支内訳書用紙がダウンロードできます。

とても簡単・便利です。是非ご利用ください。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)

○ さらに便利で使いやすく！イータックス。

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、そのまま電子申告することができます。是非ご利用ください。

※ このシステムに関する手続きの詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

○ イータックスを使えば、こんなことが大変便利

1 国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。

2 最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

(平成19年分又は平成20年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。)

3 添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)

4 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理(3週間程度)しています。

○ 利用者識別番号の即時発行

e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号が、インターネットによりその場で取得することができます。

○ e-Tax確定申告期の24時間受付

平成22年1月18日(月)午前8時30分から、3月15日(月)までは、24時間e-Taxのご利用が可能です。

なお、3月16日(火)の0時を過ぎて受信した平成21年分の所得税確定申告のデータは、確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。

○ 電子申請等証明書

e-Taxを利用して申告・申請等を行った事実及びその内容について、証明を受けることができます。

○ もっと詳しい情報は

e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前には是非ご覧ください。

振替納税の利用拡大

○ 振替納税制度のご利用を

所得税や個人事業者の消費税(地方消費税を含む。)の納税の方法に、振替納税制度があります。

この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって、納税することができるので、手間が少なく済みます。

また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

振替納税のご利用をお勧めします。

新たに振替納税を希望される場合は、税務署又は預貯金先の金融機関に、「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

にせ税理士の排除

○ にせ税理士行為にご用心

税理士又は税理士法人でない者が、税務署等に提出する申告書や申請書の作成などの業務を行った場合は、法律によって罰せられます。

税理士又は税理士法人でない者が、税理士まがいの行為を行うことを「にせ税理士行為」と呼んでいます。

このような者に、税務代理や税務書類の作成などを依頼したために、不当な報酬を要求されたり、不測の損害を被った例が少なくありませんので、十分ご注意ください。

○ バッジの確認 お忘れなく

納税者の依頼により、業として確定申告書の作成や税務相談ができるのは、税理士又は税理士法人に限られています。

税理士は、税理士法人に属する税理士も含めて、すべて税理士証票(身分証明書)を持ち、税理士バッジを着けています。

国民年金だより

新成人の皆さんへ：国民年金の手続きをお忘れなく

成人式を迎えられたみなさん、おめでとうございます。国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金が受給できるよう、思いがけない人生の「万一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。

二十歳になると、まず年金手帳と納付案内書が送られてきます。(二十歳の時点で勤めされ厚生年金・共済組合等に既に加入されている方や、その配偶者として扶養されている場合を除きます。)その年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給するときはおもろん、会社に就職するときなど一生涯使いますので、大切に保管してください。

ていですが、「学生納付特例制度」をご利用いただく、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができます。

また、学生以外の二十歳台の方には、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

いずれの制度も、お住まいの市町村役場・国民年金担当窓口にて受付けておられますので、保険料の納付が困難な場合はご相談ください。この届出がされないままになりますと、万一の事故などで、障害者になつてしまつても、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

平成二十一年分公的年金等の源泉徴収票が送付されます

国民年金・厚生年金保険および共済組合などから支給される老齢または退職を

支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

公的年金等の支払者(社会保険庁・各共済組合等)は、所得税が老齢年金等から徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金等を受けている方全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、その年の翌年一月三十一日まで送付することとなっております。

この「源泉徴収票」には、平成二十一年中に支払われた年金の支払総額、年金から天引きされた国保・介護保険料等の金額、源泉徴収税額及び控除内容などが記載されています。

二つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与等の所得がある方、または公的年金等の雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、税務署に確定申告を行うことになっていきます。確定申告の際には、この「源泉徴収票」が必要ですので、大切に保管してください。

万が一紛失された場合は、お近くの社会保険事務所までご連絡ください。

なお、障害年金や遺族年金につきましては、課税の対象となっていないため「源泉徴収票」は発行されません。

国民年金には任意加入制度があります

国民年金は、二十歳から六十歳までの四十年間保険料を納めることにより、満額の老年基礎年金(七九二、〇〇〇円)が受けられることになっていきます。しかし、保険料を納められなかったり、公的年金に未加入の期間があると、満額の基礎年金は受けられません。また、保険料を納めた期間(免除や学制納付特例が認められた期間を含む)が二十五年以上なければ、年を取つてから年金を受けられない場合もあります。

任意加入制度は、六十歳までに受給資格期間を満たさない方や、受給資格期間が満たしていても、未納や未加入期間があるため減額

となる年金を、より満額に近づけたいという方のために、六十歳以降も引き続き六十五歳まで国民年金に加入できる制度です。

なお、昭和四十年四月一日以前生まれの方は、六十五歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、特例的に七十歳まで延長して任意加入することができます。ただし、任意加入の方には免除制度は適用されず、必ず保険料を口座引き落としにすることが義務付けられています。

くわしいことは、お近くの年金事務所または、お住まいの市町村役場にご相談下さい。

ねんきん定期便の送付について

昨年四月から現役の方の年金加入者に対するねんきん定期便が送られています。が、昨年未より老齢年金受給者で厚生年金の加入期間がある方に対して、「標準報酬のお知らせ」が送られ始めています。届いた方は、厚生年金加入時の給料との確認をお願いします。

「新たな農地制度」こう変わりました。

「新たな農地制度」が、いよいよ昨年12月15日からスタートしました。

そのことに伴い、各農地法の申請書等も内容が大きく変わっています。

特に3条申請については、申請様式が大幅に変更されています。

農地の使用貸借売買の申請をされる方は、事前にお問合せ下さい。

農地を借り受ける個人の皆さんへ

農作業に常時従事しなければならない要件がなくなります。

これまでは

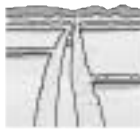
・所有権を取得する場合でも、借り受ける場合でも、所得等する農地を①全部耕作、②効率利用、③農作業に常時従事する等の要件をクリアすることが必要でした。



これからは

◎個人が「借り受ける」場合であれば、①・②等の要件を満たした上で

- ・農地をちゃんと使っていない場合、契約を解除するという条件を付していること
- ・地域の他の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことを条件に、借り受ける農地の農作業に常時従事しなくても、借り受けることが可能になりました。
- ・借り手は毎年、利用状況を農業委員会あて報告することが必要です。



遊休農地をなくしましょう！

農地を転用する場合や、農地でお困りのことなどありましたら、お気軽に各地区の農業委員にご相談ください。
農業委員会事務局：三原村役場内 TEL46-2111

農業委員会だより

三原村農業委員会

平成22年2月



農地を相続する可能性のある皆さんへ

相続などで農地を取得した場合、農業委員会に届け出なければなりません。

これまでは

・相続など農地法の許可を要しない権利の取得等については、手続きは不要でした。
・しかし、徹底した農地の有効利用を図るためには、こうした許可を要しない権利移動の実態を把握することが求められていました。



これからは

◎「相続」「遺産分担」「時効取得」「法人の合併・分担」などによって農地法の許可を要せずに権利を取得した場合、農業委員会にその旨を届け出ることが必要になりました。
◎届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料が課せられます。
◎農業委員会は、その農地がちゃんと使われないおそれがある場合には、利用のための「あっせん」を行います。



農業委員会への申請書等の提出は、毎月15日までにお願いします。

<子どもの問題について>

三原村教育委員会では村民の皆様の人権問題についての考えを取り入れ、今後の本村の人権教育啓発活動に活かしていくため、平成18年度に人権問題に関する村民の意識調査を実施いたしました。

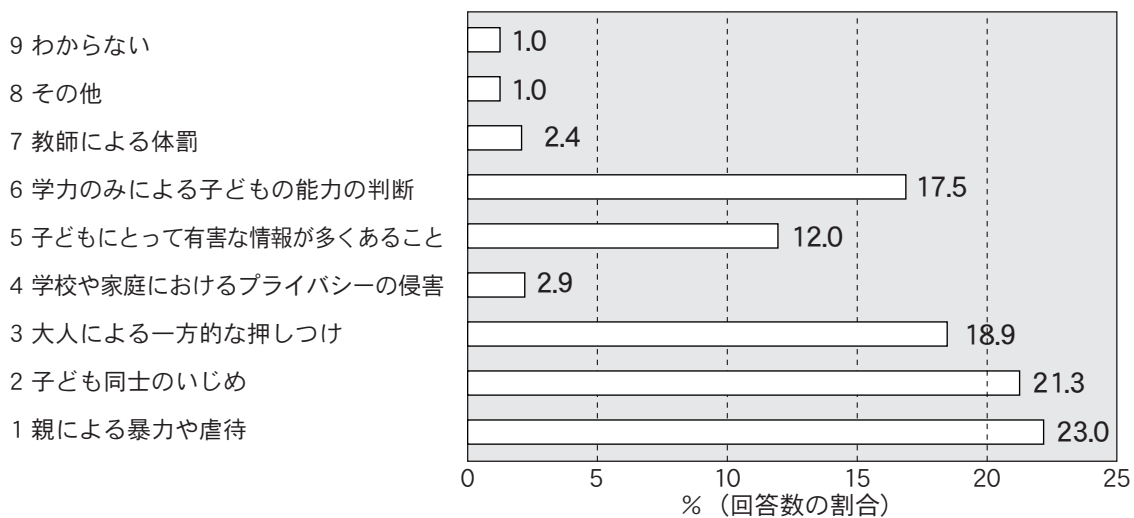
下のグラフは意識調査の回答を集計し、分析したものを表にしたもので子どもの問題について調査したものであり、子どもの人権が侵害されるケースについて重要だと思うものについて三つ選んでいただいております。

○配布数 300名
 ○回収数 49.7%
 ○回答率 96.6% (この設問に対する回答率)

(1) 子どもの人権が侵害されるケースについてあなたが特に重要な問題であると思われるものを次のうちから三つ選んで○をしてください。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 親による暴力や虐待 | 6 学力のみによる子どもの能力の判断 |
| 2 子ども同士のいじめ | 7 教師による体罰 |
| 3 大人による一方的な押しつけ | 8 その他 |
| 4 学校や家庭におけるプライバシーの侵害 | 9 わからない |
| 5 子どもにとって有害な情報が多くあること | |

子どもの問題について (1)



この設問は子どもの人権が侵害されるケースについて重要だと思うものを選んで○をしてくださいというものです。「親による暴力や虐待」や「大人による一方的な押し付け」、「学力のみによる子どもの能力判断」など大人の側から一方的に受ける人権侵害のケースが半数以上の高い割合を占めました。又、子どもをとりまく環境を原因とする人権侵害のケースとしては「子ども同士のいじめ」、「子どもにとって有害な情報が多くあること」などが高い割合を示す結果となりました。

集計結果が示すように近年、大人による暴力や一方的な押し付けによって子どもの人権が侵害されるケースや子どもにとって有害な情報が蔓延していることに起因して子どもが被害者、加害者となる事件が多くみられます。子ども同士のいじめについても様々な形態があり学校や家庭でも発見しにくいものが増え、子ども達を人権侵害から守っていくには多くの分野で連携した取り組みが必要となってきてきます。大人はあらゆる面で子どもを守り、教育していかなければなりません。学校、家庭、行政、地域が一体となり子ども達を見守っていく社会の実現が望まれてきます。

* 意識調査に御協力いただきありがとうございました。今回掲載させていただいたものは意識調査の設問4(1)にあたる部分の集計結果です。今後とも本村の人権教育、啓発活動への村民の皆様のお協力をお願いします。
 <三原村教育委員会>

ミセス バーバラの

思い出ポロポロ

ービタミンは 笑顔ー(二回)

人は唯一笑を持つ動物です。日々、三原の風景を眺めていて山々が笑う時があると思っています。

それは、早春の桜の開花、晩秋の落葉樹が紅葉に彩られた風情です。自然界の営みの中で暖かさと寒さ、厳しさに誘われてチェンジしていくのですね。

「笑う」という文字、表現は実に面白い。

「は」行の五文字は笑いを現わします。はっはっはは、豪快な笑い。ちよつと卑猥(ひがわい)にひひひ。少し謙虚に うふふ。テレ笑いか苦笑いで へっへっへ。少し上品ぶって ほっほっほ。上唇と下唇が結び合わないのが笑いの表情です。もう、ずくつと昔。ある女生徒の言葉を思い出します。「先生は怒ったことある?」「うくん!腹立っても感情のまま怒ったことないね。」「そう思った。いつも先生の

顔は笑いよるもん。見たら分かる。」

「そう!?!?」

忙しい、忙しい休み時間の彼女との短い会話であった。あとでこの会話を思い出してみると、ほめられていると思っていたのだが、私の目の細さと唇の形で、彼女は笑顔に見えたのかもしれないと思い、少しムツとしたが物事は良い方に取るにこしたことはない。

さて、十一月二十二日は、四十三回目の結婚記念日だったが結婚する前に主人に言われたことがある。

「僕は君がどんな時腹を立て感情的になるかを見ていたけれど、実にすごく感情のコントロールがうまい。うちの母は思ったことはすぐポンポンと当り散らしたけん、イヤやった。」と言っていた。多分義母は、はつきりと自分を持った方だったのであろう。まあ、身内で親子だから許さず、我慢もできるけれど、夫婦となると、他人同士の生活を何十年と過ごすことに

なるのだから、思いついたことを感情のまま、コントロールもせず出し合っている相手と傷つけたりと良いことは生まれませんよね。この感情のコントロールが彼のプロポーズの条件だとあとで知りました。

昔からの教訓に「笑う門には福来たる」があります。きつと笑顔で接していれば、いかどこからか、福がやって来ることでしょう。期待して今年は待つことにしましょう。

三原村スクール

ソーシャルワーカー

西川満壽代

☆次回をおたのしみに!



全国生涯学習フォーラム高知大会(まなびピア高知2010)

公式ホームページがオープンしました

公式ホームページアドレス <http://LLS-kochi-2010.pref.kochi.lg.jp>

※公式ホームページをご覧いただくためにはAdobe社から配布されている「Adobe Flash Player」

及び「Adobe Reader」が必要になりますので事前に最新バージョンのインストールをお願いします。

※Internet Explorer 6.0 以上またはMozilla Firefox 3.0 以上のブラウザでご覧ください。

上記以外のブラウザでご覧になる場合、文章、画像等が正しく表示されない場合があります。

あらかじめ、ご了承ください。

※「まなびピア高知」「全国生涯学習フォーラム高知大会」でも検索できます。(2月中旬以降)

公式ホームページに関するお問い合わせ等

〒780-0805 高知市丸ノ内1-7-52

全国生涯学習フォーラム高知大会実行委員会事務局

(高知県教育委員会生涯学習課内 全国生涯学習フォーラム推進室) 担当:山岡彰彦

TEL 088-821-4661 FAX 088-821-4505

国際交流員の

チェイス・ハーディです ②



皆さん、あけましておめでとうございます!!!新しい年の幕開けです!
皆さんは、楽しいお正月を過ごせたでしょうか??



今年は、僕の4回目の海外で過ごした正月でした。国や文化の違いによってお正月の習慣や過ごし方は違いますが、「新たな年」を祝う精神は同じだと思います。日本でもオーストラリアでもまた、ほかの国々でも正月は家族と過ごしたり、友達たちに連絡したり、前年の出来事を振り返ったり、新年の決意をします。みなさんの去年はどのような年でしたか?

僕は去年の思い出は本当にたくさんありますが、心に残っているのは「広島平和記念公園」に行ったことです。様々な人にとって原爆ドームに対しての印象やとらえ方は違うと思います。僕にとって、原爆ドームの周辺はとても人が多かったのに時間はゆっくりと流れ、のどかでとてもきれいな場所でした。原爆ドームを初めて見た時、13年前に小学校で初めて広島について勉強したことを思い出し、すごく感動しました。12歳の僕は25歳になって、原爆ドームを見れるなんて想像もしていませんでした。勉強した当時は、本当にそんなことがあったのかと信じられず、被害の大きさも想像できませんでした。それを実際に見て、資料館にも行き、たくさんの写真や遺品を見て、原爆の被害の大きさを目の当たりにしました。夢中で歩き回ったら佐々木貞子さんの像を見つけました。世界中で「貞子の千羽鶴」の物語はとても有名で学校で聞いたことがありました。佐々木貞子さんの像のそばに、日本と海外の学校から届いたたくさんの千羽鶴やメッセージが捧げられていました。それを見たら、65年間前に広島でおきた悲劇を乗り越えた人々だけではなく、全世界のみんなに永遠の大規模な影響を与えたんだと感じました。

現在の広島は、65年前の出来事を感じさせないくらいきれいな都市でした。それに、歴史上最大な破滅が起きた現場が、平和を象徴するところとして有名になっています。本当に自分で見に行くことができてよかったと思います。

今年もたくさんの方にチャレンジしたり日本語などを勉強して充実した年にしたいと思います。僕は朝が苦手なので、早寝・早起き、朝ご飯を食べるように頑張りたいと思います。今年もよろしくお願ひします。



募集

高知県立大方高等学校“通信制”で学んでみませんか

高知県立大方高等学校

◆通信制課程は自学自習が基本です。

通信制は、毎日学校に通学するのではなく自宅での自学自習が基本となります。

通信制では、次のような学習方法で高校の卒業資格が取れます。

- ① 教科書や学習書を参考にしながら自宅でレポートを作成・添削指導を受ける。
 - ② 日曜日には、授業形式で先生から指導を受けるスクーリングを実施(水曜日は補充日)
 - ③ 前期・後期の最後に、それまでに学習したレポートのまとめとしてテストを実施
 - ④ 決められた回数スクーリングを受け、締め切りまでにレポートを提出、テストに合格すれば単位認定
- このような方法で、必修科目を含めて、74単位以上単位修得できれば高校の卒業資格が得られます。
3年間で卒業することもできます。

◆納入金としては、受講料(1単位330円×単位数分)及び諸経費等が必要です。

◆入学者選抜について

入学定員 100人

入学資格 中学校を卒業した人、またはそれと同じくらいの学力のある人

出願期間 (前期1次)平成22年 3月 8日(月)～3月10日(水)

(前期2次)平成22年 3月23日(火)～3月25日(木)

(後期)平成22年 9月 6日(月)～9月 8日(水)

入学選考 書類審査、面接等

入学式 (前期)平成22年 4月11日(日) (後期)平成22年10月 3日(日)

◆わからないことがあれば、気軽に

右記へお問い合わせください。

連絡先

大方高等学校 通信制教頭 安田 耕三
TEL 0880-43-1079 FAX 0880-43-1379

募集

予備自衛官補募集

予備自衛官補とは、主として自衛隊未経験者を予備自衛官補として採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度です。

予備自衛官とは、普段は社会人として仕事をしながら、定期的に訓練を受け、有事の際には招集命令により出頭し、自衛官となって、必要な後方の警備や後方支援又は国民の保護のための措置等の任務にあたります。また、災害時に必要と認められる場合には、災害招集命令により出頭し、自衛官となり災害救助活動等に従事します。

- 1 予備自衛官補応募資格(一般及び技能による採用があります)
 - (1)一般採用：日本国籍を有し18歳以上、34歳未満の者(資格等は必要ありません。)
 - (2)技能採用：日本国籍を有し18歳以上で、保有する技能・資格に応じて53歳～55歳未満(各資格免許等細部等級については下記連絡先まで)
- 2 予備自衛官補から予備自衛官への任用
 - (1)一般採用：3年以内に50日間の教育訓練を修了した者は修了の翌日に陸上予備自衛官として任用されます。
 - (2)技能採用：2年以内に10日間の教育訓練を修了した者は修了の翌日に陸上予備自衛官として任用されます。
- 3 手 当
 - (1)教育訓練招集手当(教育訓練参加日数分支給)：予備自衛官補 ¥7,900、予備自衛官 ¥8,100
 - (2)教育訓練招集旅費：教育訓練出頭のための往復旅費が支給されます。
 - (3)予備自衛官手当(予備自衛官として任用期間中支給)：月額¥4,000
- 4 受付及び試験日
 - (1)受付期間：22年1月12日(火)～4月 9日(金)
 - (2)試験期日：22年4月17日(土)～4月19日(月)いずれか1日を指定されます。

※ 細部不明な点は、自衛隊四万十地域事務所まで TEL0880-35-3096

保育所入所あんない

お知らせ

受付期間：平成22年 2月 1日(月)～ 2月19日(金)



4月から新たに三原村立三原保育所に入所を希望される方について、住民課(保険センター内)で入所の手続きを行います。申請の際には印鑑をご持参ください。

なお、現在入所されている児童で、引き続き入所を希望される方については手続きの必要はありません。また、年度途中に入所することもできます。

【入所希望理由について】

保育所は、保育に欠ける児童を収容する施設です。したがって、就学前の教育のため、また本人が希望するからという理由では入所できません。

保育所に入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。



- 昼間に居宅外で労働することを常態としていること
- 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
- 妊娠中であるか、または出産後間がないこと
- 病気やケガにより、または精神や身体に障害を有していること
- 長期にわたる病人や心身に障害を有する状態にある家族を常時介護していること
- 震災、風水害、火災、その他の復旧にあたっていること
- 求職活動していること

問い合わせ先 三原村住民課
電話 46-2404

確認してください。

お子さんの予防接種は済ませていますか？

お知らせ

予防接種には、それぞれ望ましい接種期間(標準的な接種期間)が定められています。

まだ受けていない予防接種があれば、お子さんの体調の良いときにできるだけ早く受託医療機関で予防接種を受けてください。

予防接種の受診票が必要な方は、住民課までご連絡ください。



麻しん 風しん 混合(MR)	1期	生後12ヶ月～24ヶ月	
	2期	5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間	
	3期	中学校1年生に相当する年齢	平成20年度から 5年間の措置です。
	4期	高校3年生に相当する年齢	

麻しん(はしか)は、感染すると免疫を持っていない人は、90%以上の確率で発症するといわれています。麻しんにかからないようにするためには、予防接種を受けることが最も効果的であり、確実に2回の予防接種を受けることにより、麻しんに対する免疫を持てるものと考えられています。

お知らせ

健康ウォーキング大会のお知らせ

平成22年度も幡多地区全市町村で健康ウォーキング大会が開催されます。
平成21年度は、6市町村で7大会開催され、2大会以上に参加された方が40名もおられました。全市町村完歩された方も2名おられました。
皆さんも、住んでいる市町村以外の各市町村のウォーキング大会に参加してみませんか。

平成22年度は、宿毛市開催から始まります！

- 日 時：平成22年4月3日(土)
- 集合場所：宿毛市和田体育館(宿毛市和田1612)
- 受付：午前9時～9時15分(10時ウォーキングスタート)
- 日 程：1. 歩き方や、運動の仕方などの講習
2. 健康ウォーキング
3. 希望者に超音波骨量測定(ビーナスⅢ)を実施します。(無料)

松田川沿いの菜の花が咲いているコースで、桜も見られるかもしれません。きれいな景色の中を歩いてみませんか。

詳しくは、宿毛市保健介護課(TEL0880-63-1113)までお問い合わせください。

その他の市町村の予定については、分かり次第お知らせします。
幡多地区健康づくり推進会議
事務局・幡多福祉保健所
TEL 0880-34-5120

お知らせ

無料検診のご案内

高知県健康づくり課よりお知らせします

子宮がん検診は20歳以上・乳がん検診は40歳以上の女性であれば、下記の会場で、無料で受けることができます。ただし、三原村で行っている検診を、2年間未受診であった方を対象としています。

2月27日(土)

場所 サニーマート四万十店(四万十市古津賀)
受付 午前10時から(先着60名)

2月28日(日)

場所 パルティ・フジ宿毛(宿毛市宿毛)
受付 午前10時から(先着60名)

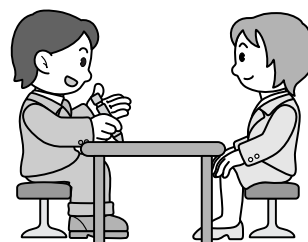
この機会にぜひ検診を受けましょう!!

子宮がん検診・乳がん検診を受けてみませんか?

お知らせ

就職面接会「ワークチャンス2010」のお知らせ

- 日 時：平成22年2月18日(木)
13時～15時30分(受付12時30分～13時)
- 場 所：JA高知はた農協会館4階大ホール
四万十市右山五月町7-40
- 仕事をお探しの方ならどなたでも参加できます。
- 参加費無料、面接会当日は履歴書(写真貼付)をご持参ください。
- ※当日は、公共交通機関をご利用ください。



● お問い合わせ先 ●

ハローワーク四万十 ☎ 0880-34-1155

最低賃金のお知らせ — 必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も —

お知らせ

高知県下の最低賃金は次のとおりです。(一)内は効力発生日(詳細は高知労働局(賃金室)又は最寄の労働基準監督署へお問い合わせください)。

○高知県最低賃金

〔平成21年10月1日〕
時間額 631円

○高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具・製造業最低賃金

〔平成21年12月30日〕
時間額 731円

○高知県一般貨物自動車運送業最低賃金

〔平成19年6月2日〕
(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者)
時間額 910円

○高知県道路貨物運送業最低賃金

〔平成19年6月2日〕
(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者)
時間額 720円

高知労働局賃金室

☎ 088-885-6024

改正育児・介護休業法説明会 ～平成22年6月30日スタート～

お知らせ

少子・高齢化が進行する中、労働者が仕事と育児・介護とを両立できる雇用環境の整備を図るため、育児・介護休業法が改正されました。

改正法説明会を開催しますので、ぜひ御参加ください。

◎内 容

- 改正育児・介護休業法について
- 就業規則への規定について 等
- ※説明会終了後個別相談会も開催します。

◎お問い合わせ

高知労働局雇用均等室

☎ 088-885-6041

	日 時	場 所
安芸会場	平成22年2月24日(水) 13:30~16:00(予定)	安芸市民会館 (安芸市矢ノ丸3-12)
四万十会場	平成22年2月26日(金) 13:30~16:00(予定)	JA高知はた会館 (四万十市右山五月町7-40)
高知会場	平成22年3月9日(火) 13:30~16:00(予定)	ウエルサンピア高知 (高知市高須砂地155番地)

「日曜・遺言等公証法律相談」

相談

- 相談担当者 高知地方法務局所属 中村公証役場公証人
- 予約制 平日に事前に電話で予約してください。
(予約電話番号 0880-34-1728)
- 相談日 平成22年2月28日(第4日曜日)
- 開催時間 午前9時から午後5時ころまで。(1組約50分)
- 場 所 中村公証役場(四万十市中村大橋通6丁目3番7号 第一とらやビル4階)
- 相談内容 遺言のほか、相続、金銭・不動産の貸借、離婚に伴う養育料・慰謝料・財産分与、高齢者等の財産管理 など

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

宗賀簡易郵便局受託者変更のお知らせ

郵便局株式会社から三原村が受託し運営しておりました宗賀簡易郵便局の業務については、郵便事業の民営化に伴い郵便局株式会社が承認する個人事業者に変更となります。これにより3月1日より矢野玉恵さんが受託者として業務を執り行なうこととなります。今後ともよろしくお願いたします。

役場の閉庁時刻が午後5時15分になります

お知らせ

平成22年3月1日から役場の閉庁時刻を午後5時15分に変更いたします。これにより、住民票などの諸証明の発行も午後5時15分までとなります。ご理解とご協力をいただきますようお願い致します。

● お問い合わせ先 ●

総務課 0880-46-2111

★図書室だより★

こんにちは(^o^) 子ども読書活動支援員、大倉です。
新年を迎えはや1ヶ月が過ぎました。去年に引き続き、本年も公民館図書室をよろしく
お願いいたします。今年もみなさんにとって良い年になりますように〜♪

☆昨年12月22日保育所で開催された講談社による『全国訪問 おはなし隊』のご報告です。

◎当日、見たことのある絵本の絵が全体に描かれた赤い大きなトラックがやってきました。ロボットのようなトラックで、あっという間に絵本ばかりの図書室が出来上がりました。



◎年少組の子どもたちは、次から次へと本を選んでは、興味津々で、カラフルな色の絵本に瞳を輝かせていました。子どもたちの集中力に改めてびっくりさせられました。



◎年齢別に、本の閲覧、読み聞かせを行いました。年長組の子どもたちは、自分の好きな本を見つけ、思い思いに座って、すぐに絵本の世界へ引き込まれ、真剣に見入っていました。



◎おはなし隊隊長による読み聞かせは、登場人物やシーンごとに感情がこもっているので、明るいお話のときはみんなで笑い、しみりしたお話だとみんなも静まりかえり、気づいたときには会場全体がひとつになっていました。

講談社さんのおかげで、素敵な体験ができ、子どもたちの思い出に残る一日になったとおもいます。私たち大人にとってもいい経験になり、これからの読書活動に役立てていきたいと思いました。



成人式おめでとう

平成22年1月2日

三原村農業構造改善センター



今年は、婦人会のご協力でたくさんのご馳走がそろい、楽しく食事会が行われました。